平成20年(き)第18号 再審請求事件 平成24年4月2日 第二小法廷決定

決 定

上記の者からの再審請求事件について、当裁判所は、その訴訟手続を停止する必要がなくなったものと認め、平成20年11月21日にした訴訟手続停止決定を取り消す。

(裁判長裁判官 須藤正彦 裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫 裁判官 千葉勝美)